# 栃木県栃木市

## 面的整備型

## <栃木市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点>

- ○地域生活支援拠点等の名称を「栃木市くらしだいじネット」と、市民になじみやすいものとした
- ○「緊急時の受け入れ・対応」を優先的に整備
- ○緊急時の受け入れは登録制とし、利用者の情報を事前に収集し、緊急時も見据えたアセスメントをする ことでリスクを軽減
- ○「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を常時共有

## 1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	162,191人(平成29年3月末現在)
障害者の状況 (平成29年3月末現在)	身体障害者手帳所持者 6,070人 療育手帳所持者 1,412人
(	精神障害者保健福祉手帳所持者 907人
	・障害者手帳所持者は増加傾向。
	身体障害者手帳所持者
	(平成24年3月末:5,551人→平成29年3月末:6,070人)
	療育手帳所持者
	(平成24年3月末:1,044人→平成29年3月末:1,412人)
	精神障害者保健福祉手帳所持者
	(平成24年3月末: 544人→平成29年3月末: 907人)
	・人口の高齢化に伴い障がい者も高齢化。
実施主体	栃木市

## 2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

## 検討を始めたきっかけ、検討開始時期

・平成27年厚労省のモデル事業を活用し、検討を開始。自立支援協議会内に準備委員会を設置し、相談支援担当者会議と連携し、地域の特性に合った整備方針を検討した。

## 整備方針、協議会等の活用

・「緊急時の受け入れ・対応」の機能を優先的に、整備を進めることとした。また、それ以 外の機能についても段階的に検討を行うこととした。

## 関係者への研修・説明会開催等、整備類型、必要な機能の検討

- ・「地域生活支援拠点等」というと建物をイメージしてしまうため、説明時には「地域生活 支援体制」と言い換えた。
- ・地域生活支援拠点等の名称を「栃木市くらしだいじネット」とした。方言で「だいじ」とは大丈夫という意味で、大丈夫、大切という意味を込めている。
- ・複数回にわたる関係者への研修会や自立支援協議会メンバーでの先進地への視察研修等を行った。
- ・福祉サービス事業所や相談支援専門員、関係団体等に対し、くらしだいじネット説明会を 実施した。
- ・整備類型は事業所が各地域に点在している特性を考慮し、面的整備型。



拠点のコーディネート役を担う 障がい福祉課



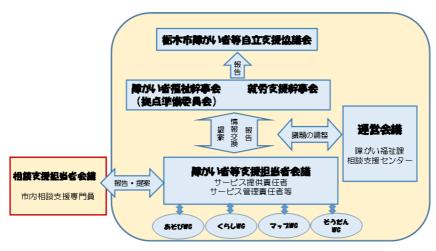
くらしだいじネット相談支援専門員の ための説明会

#### 整備完了時期と判断理由

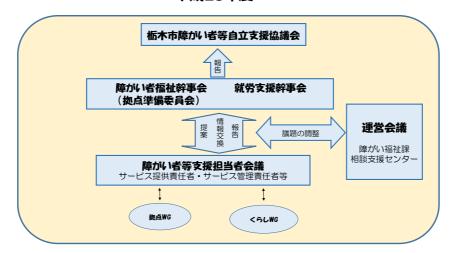
・厚労省の平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を実施。翌年、栃木県の平成28年度地域生活支援拠点体制整備事業を活用して検討を進め、平成28年11月から平成29年3月まで緊急時支援試行運用事業を実施。これらを踏まえ、見直し修正等を行った上で、平成29年4月から「緊急時支援」が本格運用となったため、完了とした。

## 自立支援協議会構成図

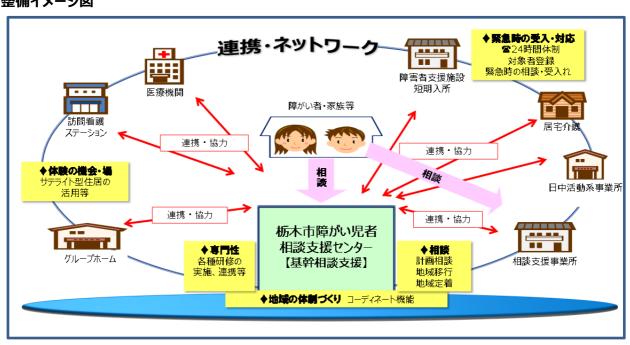
平成27年度



平成28年度



## 整備イメージ図



## 3. 必要な機能の具体的な内容

## ① 相談機能

相談支援専門員数 6人

うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数:6人

相談事業にかかる費用 予算措置額(平成28年度):34,080千円

活用している事業枠:地域生活支援事業費

#### 基幹相談支援センターと相談支援事業所との連携をスムーズに

・市内の指定特定相談支援事業所が21か所あり、基幹相談支援センターの誰に相談すればよいかが分かりにくいという課題があった。そこで、指定特定相談支援事業所ごとに委託の担当相談員を明確化することで連携がスムーズに行えるようになった。

・指定一般相談支援事業所を増加するため、指定特定相談支援事業所に対して、地域移行 支援・地域定着支援についての研修会を実施している。

## ② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入 「一」

れ・対応で確保している床数 延利用者数 2床(平成28年11月1日~平成29年3月31日)

上記利用にかかる費用 予算措置額:1,432千円(平成28年度)

活用している事業枠:地域生活支援事業費

## 登録制とし、利用者の情報を事前収集することでリスクを軽減

- ・緊急時が想定される人の安心・安全な支援につなげるために、情報を事前に登録する仕組みとしている。障害特性や緊急連絡先、医療の状況等についての情報を「サービス等利用計画 別紙1(基本情報)」に記載し、緊急時も見据えたアセスメントを行うことで緊急時の受け入れでのリスクを軽減する。
- ・緊急時の定義を、「介護を行うものが疾病にかかっていること、その他やむを得ない理由により、居宅で生活することができない、かつ、支援が当日又は翌日に必要な場合とする」とし、緊急時とするか否かは市が決定する。
- ・なお、緊急時に、未登録者を受け入れも可とする。

#### 緊急時支援の具体的内容

・コーディネートは、障がい児者相談支援センターを中心に行い、市障がい福祉課職員・ 及び市障がい児者相談支援センターの相談支援専門員が当番制で365日24時間の携帯電 話による緊急連絡体制を確保している。緊急時対応の判断をする相談相手として応援当 番を置き、複数で判断を行う。

- ・支援内容としては、緊急短期入所、緊急居宅介護、駆けつけ応援(障がい者等の居宅へ 訪問し相談支援等を行うもの)がある。
- ・緊急短期入所の受け入れ体制の優先順位は、①利用実績のある事業所、②一週間交代の 輪番制の事業所としている。空きベッドがない場合には空きスペースも活用できる。
- ・緊急居宅介護の受け入れ体制の優先順位は、①利用実績のある事業所、②利用者に近い 事業所(地区分担)としている。
- ・緊急短期入所の「一週間交代の輪番制」のアイデアは、「365日いつ受け入れするかわからないより、輪番制がよい」と拠点WGの中で事業者から出された。これにより、当番となった事業所の中には、夜間のシフトにベテラン職員を配置するなどの工夫をしている例もみられる。
- ・緊急時支援は、原則として1週間以内とし、緊急受け入れ後、再発予防のため、早めに関係者を招集し、今後の支援方針を検討する。

## ③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場 0人

利用者数

上記利用にかかる費用 予算措置額:特になし

活用している事業枠:特になし

## グループホームを活用した体験の場の確保の可能性を検討中

- ・サテライト型のグループホームを活用した体験の場の確保の可能性を検討している。
- ・日中系の就労や生活介護をしている事業所では、空いている居室の有効活用方策の一つ として検討している法人もある。

#### 住む家を探すシステムづくり

・障がい者の居住の安定を図るため、自立支援協議会くらしWGメンバーが宅建協会への 訪問、宅建協会との意見交換会等を実施し、住む家を探すシステムづくりをすすめている。

## 体験短期入所事業を通じて、受け入れ事業者や利用者の不安を軽減(平成27年度市単独事業)

- ・事業者にとっては、緊急時の支援に備えて、最低限必要となる情報や可能な支援内容を 把握すること、利用者にとっては、障がい者(本人)や家族の短期入所に対する不安を 軽減する方策を明らかにするため、体験短期入所事業(市独自事業)を実施した。
- ・対象は、過去に短期入所を利用したことがない65歳未満の障がい者で、不安な人は家族 同伴での利用や宿泊なしの利用も可能とした。
- ・体験短期入所事業について、事業終了後、利用者と事業所にアンケート調査を実施した。 利用者アンケートでは、「満足」「やや満足」の合計が約6割となり、「今回体験でき て良かった」という人が多かった。アンケート調査の結果等を踏まえて、地域生活支援 拠点等や緊急時の対応として期待すること等について意見交換会を開催した。

## ④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に 予算措置額:特になし

活用している事業枠:特になし かかる費用

## 現場で困っていることをテーマに取り上げ、講話とグループワークを開催

- ・専門的な対応ができる人材を育成するため、居宅介護支援事業所の研修会(年3回)や 相談支援ネットワーク定例会(相談支援専門員対象に2か月に1回)、障がい児福祉サ ービス事業所連携会議(年3回)を実施している。
- ・相談支援ネットワーク定例会では、普段の活動の中で必要だと思うこと、児童や介護と の連携などをテーマに、相談支援専門員が企画・運営をしている。
- ・居宅介護支援事業所研修会は、平成28年と平成29年は、精神障がい者への対応について の講話とグループワークを行った。管理者レベルでの会議はあるが、現場のヘルパー同 士が集まる機会は少なく、普段の活動で困っていること等も共有することができた。

## ⑤ 地域の体制づくり

費用

地域の体制づくりにかかる『予算措置額:(平成28年度)64千円(「とちぎシェアネット」分)

活用している事業枠: (平成28年度) 栃木県平成28年度地域生

活支援拠点体制整備事業、(平成29年度)市単費

#### 「医療的ケアグループ」を設置し、医療的ケアの支援体制確保に向けた検討を開始

- ・医療的ケアを要する障がい児者等の受け入 れ先の確保が困難な状況にあることから、 平成29年度、自立支援協議会の中に「医療 的ケアグループ | を新たに設置した。医療 的ケアが必要な方等に対して実態調査を行 い、課題の把握や整理を進めている。3か 年計画で、支援体制の検討を進めていく。
- ・医療的ケアグループのメンバーは、医療ソ ーシャルワーカーや訪問看護ステーション 看護師、特別支援学校教諭、当事者、福祉 サービス事業所職員(放課後等デイサービ



栃木市自立支援協議会 医療的ケアグループの様子

ス事業所、児童発達支援事業所など) 9名で構成している。

## 関係機関とのネットワークづくり

・多機関協働による包括化推進会議や県の受理会議等へ積極的に参加することで、顔の見 える関係づくりを進めている。

## 定期的な連携でコミュニケーションを図る

- ・くらしだいじネット緊急時支援事業を市内 事業所と連携して実施できるようアンケートの実施や報告会を実施している。報告会 では進捗や今後の動き、課題、今後の方向 性などについて報告している。事業所から も、報告会は今後も継続的に実施してほし いという希望が上がっている。
- ・市内の事業所と連携するには、把握した情報を定期的に伝えることが大切であり、緊急時支援についても、相談・対応したケー



くらしだいじネット報告会の様子

スをお互いに知ることにより、必要な体制なども見えてくると思われる。今後も、緊急 時支援だけでなく、様々な課題について、相談していきたいと考えている。

## 「とちぎシェアネット」で最新情報を管理、共有

- ・「短期入所やグループホームの空き情報を、検索できると良い」という発想がきっかけで、他市の取組も参考に、平成28年の12月に「とちぎシェアネット(市内の各事業所で空き情報が確認できるオンラインストレージ)」を立ち上げ、情報の共有に努めている。システム導入の整備費については、法人向けオンラインストレージのサーバーレンタル
- 料毎月5千円。市内の事業所にパスワードを 登録して設定し、閲覧が可能となる。
- ・オンラインストレージを利用して1つの共通のサーバーの中にファイルを入れ、短期入所や生活介護や相談支援、グループホームなどの空き状況を記録していく。事業所が最新情報を更新することが前提だが、必要時に空き状況が確認できる。「くらしだいじネット」に関する様々な書式もあり、必要な事業所は自由に使うことができる。相談支援専門員が活用することが最も多い。



とちぎシェアネット

## ⑥ その他付加している機能

費用 予算措置額:一

活用している事業枠:一

[-1]

## 4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

#### <地域生活支援拠点等利用事例1>

#### 利用者の属性

• 30代女性。精神保健福祉手帳1級。 要介護の母(70代)と統合失調症のきょうだいと自宅で同居。

#### 利用した経緯

・統合失調症のきょうだいの状態が不安定となり、きょうだいへの対応にストレスを抱え、自 身が他害してしまう不安を訴える。

## 利用の状況

本人と面接しで状況を確認した上で、くらしだいじネット緊急時支援事業の緊急短期入所を 7日間利用。その後、きょうだいは通院し、服薬調整。本人も家族調整により自宅へ戻って いる。

#### 利用の効果等

・これまでの支援の中で、きょうだいの不穏時には同じことを繰り返しており、福祉サービスに つながらなかったが、今回福祉サービスを利用し、緊急時に備える良いきっかけとなった。

#### <地域生活支援拠点等利用事例2>

#### 利用者の属性

•50代男性。療育手帳B1。 住み込みで働いていた。

#### 利用した経緯

• 住み込みで働いていた所の家主に不満を持ち、逃げ出して知人に助けを求める。

#### 利用の状況

- ・知人より障がい児者相談支援センターに相談があり、くらしだいじネット緊急時支援事業の 緊急短期入所を7日間利用。
- ・基本的に居室でTVを見て過ごした。飲酒、喫煙の訴えがあったができないことを伝えると 了承した。

#### 利用の効果等

・障がい児者相談支援センター、相談支援専門員が仲裁に入り、元の居場所に戻った。

## 5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

## 「栃木市くらしだいじネット」の周知が必要

・相談支援専門員から当事者に事業内容を説明し周知した後、パンフレットの作成や、民 生委員定例会議での説明、広報への掲載等で周知した。今後も更なる広報活動が必要で ある。

## 障がい児の支援体制が整っていない

・障がい児を受け入れる事業所が不足している。障がい児は、特に本人から得られる情報 に限りがあるため、緊急時に備えて背景を把握しておく必要がある。

## 相談支援専門員の質の向上

・緊急時のリスクを減らし、将来の生活のあり様も含めたサービス等利用計画の作成や質 の高い相談支援ができる相談支援専門員のさらなる質の向上が必要である。

#### 人材育成

・様々な研修会等を継続して実施していくことにより、専門的な対応を行うことのできる 人材の育成が必要である。